

中小企業信用保険法第2条第5項第4号③ の規定に基づく認定申請案内

1 概要

突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置です。

2 認定対象者

市内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法第2条第1項）であること。

※風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるものを除く。

3 認定要件

- (1) 事業開始後1年1か月を経過していない、あるいは前年等以降、店舗や工場、支店の増加、新たな事業に開始、新規設備導入等などの事業者であること。
- (2) セーフティーネット4号に指定された災害等（以下、「災害等」という。）が発生する前に営業していなかった事業者であること。
- (3) 最近1か月の売上高等が災害等が発生した直後の3か月間の月平均売上高等に比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が災害等が発生した直後の3か月間の売上高等に比較して20%以上減少することが見込まれること。

4 指定案件

現在の指定案件は、中小企業庁のホームページで御確認ください。

※ 「4号：突発的災害」でウェブ検索してください。

5 申請方法

(1) 提出書類

「中小企業信用保険法第2条第5項第4号③の規定に基づく認定申請書類一覧」（最終ページを御確認ください。）のとおり

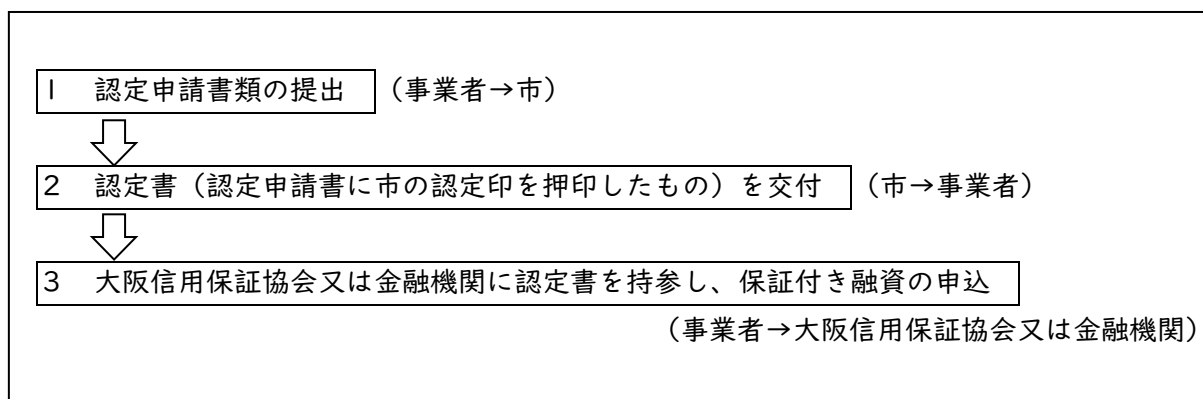
(2) 申請方法

(1)の書類を地域経済振興室に持参してください。

※ 郵送による申請を希望される場合は、返信用封筒（レターパックライト）を同封してください。

※ 金融機関、従業員その他の代理人による申請は委任状が必要です。

6 認定申請及び認定書交付手続きの流れ



7 申込み・問合せ先

吹田市都市魅力部地域経済振興室 企業振興担当

〒564-8550 吹田市泉町 1-3-40

電話番号 06-6170-7217

メールアドレス sanro_s@city.suita.osaka.jp

中小企業信用保険法第2条第5項第4号③の規定に基づく認定申請書類一覧

	提出書類	備 考
①	中小企業信用保険法第2条第5項第4号③の規定による認定申請書（その1）	様式をホームページからダウンロードして御使用ください。
②	中小企業信用保険法第2条第5項第4号③の規定による認定申請書（その1）市控え	様式をホームページからダウンロードして御使用ください。
③	中小企業信用保険法第2条第5項第4号③の規定による認定申請書（その2）	様式をホームページからダウンロードして御使用ください。
④	月別売上表	様式をホームページからダウンロードして御使用ください。
⑤	吹田市内事業所の所在地が確認できる書類（写し）	【法人の場合】 履歴事項全部証明書 （申請日の3か月以内発行のもの） 【個人事業主の場合】 開業届、営業許可書等
⑥	売上高が確認できる書類	創業以降の試算表等
⑦	委任状	代理申請の場合に必要です。 様式をホームページからダウンロードして御使用ください。 【金融機関に委任する場合】 金融機関の押印が必要です。 【その他の場合】 従業員に委任する場合も委任状が必要です。